

栃木市新斎場整備運営事業

【対話による共有認識事項(早期公表(第1回))】

(令和2年7月3日公表)

No	項目	質問の内容	回答
1	サービス購入料について	入札説明書において、サービス対価Aは以下として提案を行うこと。 サービス購入料A={ (施設整備業務にかかる費用) - (基本設計費、備品購入費、稼働準備費) }×90%とありますが、様式7-14では保険料諸経費も含めず計算すること。とあります。 様式7-14が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 以下の通り修正いたします。 【サービス購入料A={ (施設整備業務にかかる費用) - (基本設計費、備品購入費、稼働準備費、保険料等諸経費) }×90%】
2	基準金利について	LIBORが廃止された場合、入札説明書p26に記載のサービス購入料の基準金利を何にされるかご教示ください。	入札説明書に対する質問への回答No. 50「LIBORが廃止された場合はTIBORを採用します」と回答していましたが、下記のとおり訂正いたします。 「LIBOR廃止が決定された場合には、市と事業者は、協議の上、国等の事例を参照しながら代替金利等を定めることを想定しています。」
3	災害時対応について	災害発生時の避難場所の補助機能としての受入れ最大人数の想定をご教示ください。	待合室8室のうち最大半分(4室)を避難対応として開放することを想定しており、受入れ最大人数は、1人あたり3.3㎡が確保できる人数を想定しています。
4	既存雨水排水側溝について	敷地中央を東西に横断する既存雨水排水側溝の取扱いについてご教示ください。	当該排水溝については、西側進入路排水工事を実施することにより不要となります。移設等は必要ありません。 なお、撤去のための費用は事業者負担とします。
5	門扉の設置について	門扉は敷地境界以外の場所に設置することは可能でしょうか。	不審者や車両の無断進入に配慮する限りにおいて可とします。
6	栃木市墓地、埋葬等に関する法律における隣地との境界条件について	動物侵入防止柵等を設置により、栃木市墓地、埋葬等に関する法律施工細則第五条一項の塀や密植した樹木の垣根の設置は必要なしと解釈して宜しいでしょうか。	提案内容に応じた判断及び指導となることから、墓地、埋葬等に関する法律を所管する栃木市生活環境部環境課保全係(21-2143)に問合せの上協議してください。
7	動物侵入防止柵について	動物侵入防止柵は敷地境界以外の場所に設置することは可能でしょうか。	可としますが、その場合敷地境界にも別途フェンス等は必要です。 なお、動物侵入防止柵は布基礎とすることや独立基礎でも動物がフェンスの下から潜って入らない工夫をしてください。 また、砂防指定地内の工作物に関しては、砂防法による手続きが必要です。

No	項目	質問の内容	回答
8	監視カメラについて	各監視カメラの仕様は対象エリアが正常に監視できる機能や配置があれば、必ずしも可動式やワイパー付属にする必要はないと理解してよろしいでしょうか。	設置場所の状況によりますが、P60、6(3)及びP62、11警備業務等の要求水準を満たすことができる限りにおいて可とします。
9	公衆電話について	公衆電話の設置は、事務室電話の貸し出しなど、利用者の利便性確保を条件として、事業者提案としていただけないでしょうか。	利用者に不便をきたすことが無い限りにおいて、事業者提案に委ねるものとします。
10	新斎場建設地西側急傾斜地土砂災害対策調査業務委託(栃木市岩舟町三谷地区)報告書について	最終報告書等がありましたらご提供ください。	追加資料として、データを配布します。希望者は、入札説明書(p24)第8に記載の連絡先まで事前に連絡し、市と日程調整した上で来庁してください。
11	関係法令及び関係官庁規制・規格等について	関係法令を所管する機関協議を提案段階で行いたいと考えておりますが宜しいでしょうか。	提案段階での事前協議を可とします。
12	売店等運營業務での販売品目について	「(前略)葬儀用品や神仏具等の取り扱いは不可とするとありますが、利用者の利便性向上のため、骨壺、数珠、香典袋等の取扱いを認めて頂きたい。」との質問に対し、「原案の通りとします」との回答がありましたが、衛生用品等、事業者が必要と考える雑貨の販売については、事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	地元発注予定額について	様式集p42において、SPCから構成員、協力企業への発注金額及び各構成員、協力企業からその1次下請け企業への発注金額を記載することとなっておりますが、2次下請け企業への発注金額も、評価していただけないでしょうか。	二次下請けへの発注金額の記載も可とし、評価の対象とします。ただし、一次、二次の区分が分かるように記載してください。なお、地元企業から地元企業に下請け発注する場合は、二重計上とにならないようご注意ください。
14	提案書の共通書式について	様式集1(P41)の(様式9-8)リスク管理の提案書は、下記の書式で規定されています。 ①左上に、(様式9-8)リスク管理 ②1段目に、事業計画の関する提案書 ③2段目に、(3)リスク管理 ①と②は同じ項目であるなど、重複した記載が求められております。共通書式の一部変更をご検討いただけないでしょうか。	共通書式を変更したうえ、様式集を修正し再公表します。

No	項目	質問の内容	回答
15	様式集の記載事項及び留意点と落札者決定基準の評価ポイントの記載について	様式集において、様式8-1、様式8-6について、様式8-1では「緊急時の連絡等」、様式8-6では「災害時及び非常時の体制」の提案が求められています。様式8-1の「緊急時の連絡等」とは具体的にどのような項目の提案を求めているかご教示いただけますでしょうか。	3月31日付で公表した「様式集【修正版】」に示した様式8-1の「緊急時の連絡等」の記載は誤りになります。様式集の「記載事項及び留意点」については、3月31日に公表した「落札者決定基準【修正版】」に記載の内容を正としてください。様式集を修正し再公表します。
16	提案に関するヒアリングの実施について	10月に予定されている「提案に関するヒアリング」の形式について、審査員から参加企業に対するヒアリングの形式と参加企業からプレゼンテーションを行う形式が考えられますが、どちらの形式を想定されていますでしょうか。また、詳細については入札参加者の代表企業に別途通知するとなっておりますが、通知の時期はいつごろでしょうか。	参加企業にプレゼンテーションを実施していただく予定であります。将来時点の新型コロナウイルスの感染拡大状況が読めないことから、プレゼンテーションを対面で実施するか、ビデオ録画等の非対面で実施するかについて、現在検討中です。上記を含めたヒアリングの詳細については、開催日の1カ半月程度前までには代表企業宛に通知予定です。